

社会福祉法人 無量壽会

特別養護老人ホーム 寶樹苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人無量壽会が開設する特別養護老人ホーム寶樹苑（以下「事業所」という。）が行う指定介護老人福祉施設（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用する高齢者（以下「入居者」という。）に対して適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 入居者の人権を尊重し、常に入居者の立場に立った施設サービスを提供する。
- 2 施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた、自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。
 - 3 家族や地域との結びつきを重視し、居宅サービス事業者及び他の介護保険施設並びに医療・保健・福祉等の関係機関団体との連携を基に事業を推進する。

(事業所の名称)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 1 名称 指定介護老人福祉施設 寶樹苑
 - 2 所在地 仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 施設に勤務する職員の員数は次のとおりとする。
- 1 苑長 1名 [常勤・兼務]
苑長は、施設の運営管理に当たるとともに、職員を指導監督して業務を把握する。
 - 2 事務員 6名 [常勤4名 非常勤2名] (兼務)
事務員は、必要な事務を行う。
 - 3 相談員 3名 [常勤] (うち、兼務3名)
イ 相談員は、入居者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に務め、入居者及びその家族に対し、相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
 - 4 介護支援専門員 3名 [常勤] (うち、兼務3名)
イ 介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、入居者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて、入居者が抱える問題を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
ロ 計画担当介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者についての把握された解決すべき課題に基づき、サービスの提供にあたる他の職員と協議のう

え、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意する事項を記載したサービス計画の原案を作成する。作成したサービス計画の原案は、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。

ハ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービス提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに入居者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

5 医師 2名 [嘱託・非常勤]

6 看護師 4名 [常勤3名・非常勤1名]

7 介護職員 47名 [常勤34名(うち兼務2名)、非常勤13名]

介護職員は、入居者の自立支援及び日常生活の充実に資するようにサービス計画に基づき、入居者の心身の状況等に応じた介護サービスを行う。

8 管理栄養士 1名 [常勤]

栄養士は、入居者の栄養並びに身体の状態、嗜好を考慮したものを適切な時間に提供する。

9 調理員 7名(兼務) [常勤4名 非常勤3名]

調理員は、栄養士の立てた献立を、適時適温で提供する。

10 機能訓練指導員(理学療法士) 1名 [嘱託・非常勤]

機能訓練指導員は、入居者の身体状況及び精神状況を配慮して、日常動作機能の維持と改善を目的として実施する。

11 業務員 10名(兼務) [常勤2名 非常勤8名]

業務員は、施設内外の整備整頓、運転業務を行う。

(入居定員)

第5条 特別養護老人ホーム寶樹苑の入居定員は、100名とする。

(入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容)

第6条 入居者への介護サービスについては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて、介護計画に基づき適切に行う。サービス提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他、入居者の行動を制限しない。

1 食事 管理栄養士が立てた献立により、入居者の嗜好を取り入れ、入居者の心身に配慮した食事を提供する。食事は、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して所定の場所で摂って頂くように努める。

食事時間 : 朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~

2 入浴 日中…週2回(入浴を実施できないときは、清拭にて対応)

3 排泄 排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を活用した援助を行う。

4 機能訓練 入居者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行う。

5 健康管理 医師(嘱託)の指示を受け、看護師が入居者の健康管理を行う。

6 その他自立への支援

イ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。

ロ 生活の自立を考え、毎朝夕の着替えを行う。

ハ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容に努める。

(指定介護福祉施設サービスの利用料及びその他の費用)

第7条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定めによるものとする。

1 基準サービス利用料金（1日当たり）

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス料金から「介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）」と、食費と、居住費の合計金額を徴収する。

○多床室に入居された方の料金表
(介護保険負担割合が1割の場合)

| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 1. サービス利用料金 | 6,439円 | 7,127円 | 7,825円 | 8,513円 | 9,181円 |
| 2. うち、介護保険から給付される金額 | 5,795円 | 6,414円 | 7,042円 | 7,661円 | 8,262円 |
| 3. サービス利用に係る自己負担額（1-2） | 644円 | 713円 | 783円 | 852円 | 919円 |
| 4. 食費 | 1日 1,380円 | | | | |
| 5. 居住費（多床室）（個室） | 1日 840円 | | | | |
| 6. 自己負担額合計（3+4+5） | 2,864円 | 2,933円 | 3,003円 | 3,072円 | 3,139円 |

○個室に入居される方の料金表
(介護保険負担割合が1割の場合)

| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 1. サービス利用料金 | 6,439円 | 7,127円 | 7,825円 | 8,513円 | 9,181円 |
| 2. うち、介護保険から給付される金額 | 5,795円 | 6,414円 | 7,042円 | 7,661円 | 8,262円 |
| 3. サービス利用に係る自己負担額（1-2） | 644円 | 713円 | 783円 | 852円 | 919円 |
| 4. 食費 | 1日 1,380円 | | | | |
| 5. 居住費 | 1日 1,150円 | | | | |
| 6. 自己負担額合計（3+4+5） | 3,174円 | 3,243円 | 3,313円 | 3,382円 | 3,449円 |

※サービス利用料金…基本サービス＋日常生活継続支援加算（1日当たり37円）＋看護体制加算（Ⅰ）（1日当たり5円）＋看護体制加算（Ⅱ）（1日当たり9円）＋栄養マネジメント加算（1日当たり15円）＋精神科医師配置加算（1日当たり6円）＋夜間職員配置加算（1日当たり14円）を含む

※ 経管栄養も食費に含む。

※ 別途、利用単位数に8.3%を乗じた額が加算される。(介護職員処遇改善加算Ⅰ)

○多床室に入居された方の料金表
(介護保険負担割合が2割の場合)

| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 1. サービス利用料金 | 6,439円 | 7,127円 | 7,825円 | 8,513円 | 9,181円 |
| 2. うち、介護保険から給付される金額 | 5,151円 | 5,701円 | 6,260円 | 6,810円 | 7,344円 |
| 3. サービス利用に係る自己負担額(1-2) | 1,288円 | 1,426円 | 1,565円 | 1,703円 | 1,837円 |
| 4. 食費 | 1日 1,380円 | | | | |
| 5. 居住費(多床室)(個室) | 1日 840円 | | | | |
| 6. 自己負担額合計(3+4+5) | 3,508円 | 3,646円 | 3,785円 | 3,923円 | 4,057円 |

○個室に入居される方の料金表
(介護保険負担割合が2割の場合)

| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 1. サービス利用料金 | 6,439円 | 7,127円 | 7,825円 | 8,513円 | 9,181円 |
| 2. うち、介護保険から給付される金額 | 5,151円 | 5,701円 | 6,260円 | 6,810円 | 7,344円 |
| 3. サービス利用に係る自己負担額(1-2) | 1,288円 | 1,426円 | 1,565円 | 1,703円 | 1,837円 |
| 4. 食費 | 1日 1,380円 | | | | |
| 5. 居住費 | 1日 1,150円 | | | | |
| 6. 自己負担額合計(3+4+5) | 3,818円 | 3,956円 | 4,095円 | 4,233円 | 4,367円 |

※サービス利用料金…基本サービス+日常生活継続支援加算(1日当たり74円)+看護体制加算(I)(1日当たり9円)+看護体制加算(II)(1日当たり17円)+栄養マネジメント加算(1日当たり29円)+精神科医師配置加算(1日当たり11円)+夜間職員配置加算(1日当たり27円)を含む

※経管栄養も食費に含む。

※別途、利用単位数に8.3%を乗じた額が加算される。(介護職員処遇改善加算I)

2. 基準サービス以外のケアサービス

○経口移行ケア 29円 [1日当たり 介護保険負担割合が1割の場合]

58円 [1日当たり 介護保険負担割合が2割の場合]

医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現在経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り徴収する。

○経口維持ケア

医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り徴収する。

①経口維持ケア（Ⅰ） 411円 [1月当たり 介護保険負担割合が1割の場合]

822円 [1月当たり 介護保険負担割合が2割の場合]

経口により食事を摂取しているご利用者であって、著しく摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる（ビデオレントゲン造影又は内視鏡検査による確認が必要）ご利用者を対象とした場合。

②経口維持加算（Ⅱ） 103円 [1月当たり 介護保険負担割合が1割の場合]

206円 [1月当たり 介護保険負担割合が2割の場合]

経口により食事を摂取しているご利用者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる（水飲みテスト等による確認が必要）ご利用者を対象とした場合。

○療養食加算 19円 [1日当たり 介護保険負担割合が1割の場合]

37円 [1日当たり 介護保険負担割合が2割の場合]

医師が発行する食事箋に基づき、療養食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食等）が提供された場合。

○看取り介護加算

医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断したご利用者であって、延命治療を行わず、苦痛の緩和と精神的な支えを主体に施設で最期を迎えられるよう援助する。管理者を中心として、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等で看取り介護に関する計画書を作成し、同意を得る。

死亡日以前4日以上30日以下

148円 [1日当たり 介護保険負担割合が1割の場合]

296円 [1日当たり 介護保険負担割合が2割の場合]

死亡日の前日及び前々日 699円 [1日当たり 介護保険負担割合が1割の場合]

1, 397円 [1日当たり 介護保険負担割合が2割の場合]

死亡日 1, 315円 [1日当たり 介護保険負担割合が1割の場合]
 2, 630円 [1日当たり 介護保険負担割合が2割の場合]

○入居後30日間は、1日31円（介護保険割合が2割の場合は62円）を徴収する（初期加算）。

※ 入居期間中に入院、又は外泊した場合の取り扱いについては、帰苑時まで居室を確保しておくことを前提に、所定の居住費を徴収する。

「特定入所者介護サービス費」制度

（介護保険負担限度額認定証を交付されている方は、下記の表のとおり負担が軽減される。）

| 区 分 | 居住費 | | 食 費 |
|-------------|------|--------|--------|
| | 多床室 | 個 室 | |
| 利用者負担 第1段階 | 0円 | 320円 | 300円 |
| 利用者負担 第2段階 | 370円 | 420円 | 390円 |
| 利用者負担 第3段階 | 370円 | 820円 | 650円 |
| 利用者負担 基準費用額 | 840円 | 1,150円 | 1,380円 |

○なお、入居期間中に入院、又は外泊した場合の取り扱いについては、帰苑まで居室を確保しておくことを前提に、下記の居住費を徴収する。

※多床室の場合

| 1ヶ月において連続した入院、又は外泊期間 | 6日目まで (月をまたぐ場合は最大12日目まで) | 7日目以降 (月をまたぐ場合は最大13日目以降) |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 利用者負担 第1段階 | 0円 | 840円 |
| 利用者負担 第2段階 | 370円 | 840円 |
| 利用者負担 第3段階 | 370円 | 840円 |
| 利用者負担 基準費用額 | 840円 | 840円 |

※従来型個室の場合

| 1ヶ月において連続した入院、又は外泊期間 | 6日目まで (月をまたぐ場合は最大12日目まで) | 7日目以降 (月をまたぐ場合は最大13日目以降) |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 利用者負担 第1段階 | 320円 | 1,150円 |
| 利用者負担 第2段階 | 420円 | 1,150円 |
| 利用者負担 第3段階 | 820円 | 1,150円 |
| 利用者負担 基準費用額 | 1,150円 | 1,150円 |

- 3 施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものにかかる費用で、その入居者に負担してもらうことが適当と認められるもの。理髪サービス、合唱クラブ等、別紙の通り
- 4 その他事業の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供にかかる費用であって、その利用者に負担してもらうことが適当と認められる費用については、別紙「介護保険給付外サービス利用料金表」のとおりとする。
- 5 その他費用のかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に説明し、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入居者がサービス提供を受ける場合には、次の事項を守らなければならない。

- 1 居室及び共用施設、設備、器具等は本来の用途に従って大切に使用する。
- 2 身体及び身の回りの清潔、健康保持に努める。
- 3 火災予防に努める。
- 4 外出は、苑長の承認を受ける。
- 5 他の入居者、職員に対する迷惑行為を行ってはならない。
- 6 入居者は、施設内において、政治・宗教活動は行わない。

(緊急時における対応)

第9条 入居者が身体に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに看護師に連絡し、看護師から嘱託医に連絡するとともに、家族に連絡する。また、苑長に報告し、適切な対応を図る。

当施設内において、入居者に損害が生じた場合は、速やかに入居者家族に対し連絡を行い、仙台市に報告する。また、原因を究明して、再発防止の対策を講じる。事故の原因が施設にある場合、事業者は速やかにその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について、入居者に故意、又は過失が認められる場合には、身元引受人と協議する。

(非常災害対策)

第10条 苑長は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えて定期的に、避難、救出その他必要な訓練を行う。

(契約の終了)

第11条 以下の場合、契約は自動終了となる。

- 1 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等に入所した場合
- 2 介護認定区分が、非該当（自立ないし要支援）となった場合。
- 3 平成27年4月1日以降に入所し、介護認定区分が、要介護1ないし2となった場合。ただし、以下の特列入所の要件に該当する場合は除く。
 - イ 認知症であることにより、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
 - ロ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
 - ハ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困

難な状態である。

- ニ 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である。
- 4 入居者が死亡または、被保険者資格を喪失した場合
- 5 入居者がサービス利用料金の支払いを、3ヶ月以上遅延した場合
- 6 入居者が当施設や当施設の職員に対し、契約を継続しがたい背信行為を行った場合には、契約終了14日前までに文書で通知する。
- 7 入居者が病院又は診療所に長期入院が見込まれ、3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。または、入院後3ヶ月経過した場合、契約を終了することがある。
- 8 入居者が当施設のサービス内容、料金の変更に同意できない場合。
- 9 入居者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくは、他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなど、重大な問題を生じさせた場合
- 10 その他
 - 円滑な退所のため、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案して
 - イ 適切な病院若しくは診療所、介護老人保健施設等を紹介
 - ロ 居宅介護支援事業者の紹介
 - ハ その他保健医療サービス、又は福祉サービスの提供者を紹介する。

上記に伴う費用の発生について、

- イ 検査入院などで、6日以内の入院の場合及び外泊の場合
所定の費用を徴収する。(1日当たり介護保険負担割合が1割の場合は253円、2割の場合は506円の負担とする)
- ロ 入居者が契約終了後も、居室を明け渡さない場合は、本来の契約終了日から、現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金を徴収する。
- ハ 退所手続き完了後8日を経過して、ご利用者私物を預かる場合は1日1,000円の保管料を徴収する。

〈1日当たり〉

| | | |
|-------------|---|--------------------------|
| 介護度別の介護費用全額 | + | 1,000円 (要介護度1) |
| 食費・日用品費 | | 1,250円 (要介護度2) |
| | | 1,750円 (要介護度3) |
| | | 2,000円 (要介護度4) |
| | | 2,250円 (要介護度5) |
| | | 2,500円 (自立又は要支援と判定された場合) |

(その他施設運営に関する重要事項)

- 第12条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 2 職員は、業務上知り得た入居者及び家族等に関する情報を第三者に洩さない。
 - 3 職員であったものに、業務上知り得た入居者及び家族等の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情の受付)

第13条 苦情の受付について

1 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付ける。

○苦情受付窓口 : 鈴木 裕之(寶樹苑係長兼寶樹苑相談員兼2階介護支援専門員)
文屋 千愛(寶樹苑1F相談員兼介護支援専門員)
佐々木 郁子(寶樹苑2階相談員兼介護員)
TEL 022-275-3786

○受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00
(ただし、12月29日から1月3日と、祝日は除きます。)

○苦情解決責任者 : 苑長 只木 和彦

寄せられたご意見や苦情に対し、苑長が責任者となって関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努める。

なお、法人として、第三者苦情解決委員会を設置し、定期的に委員会を開催している。

・3名の方を委員として委嘱している。

北仙台地区民生委員2名 越後 洋子 佐藤 勝男
社会福祉法人無量壽会監事1名 犬飼 泰治

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行う。また、苦情ボックス(ご意見箱)を1階玄関ロビーおよび2階食堂内に設置している。

2 行政機関その他苦情受付機関

| | | |
|--------------------------------|------|-------------------------------|
| 青葉区保健福祉センター 一障害高齢課介護 保険係 | 所在地 | 仙台市青葉区上杉1丁目5-1 |
| | 電話番号 | 022-225-7211 (内線6746~6750) |
| | 受付時間 | 8:30~17:00 |
| 宮城県国民健康保険 団体連合会 | 所在地 | 仙台市青葉区上杉1丁目2-3 |
| | 電話番号 | 022-222-7700 |
| | 受付時間 | 9:00~16:00 |
| 宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会 | 所在地 | 仙台市青葉区本町3丁目7-4 |
| | 電話番号 | 022-716-9674 |
| | 受付時間 | 8:30~17:15 |

※12月29日から1月3日と、祝日は除く。

(協議)

第14条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人無量壽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成14年12月13日から施行する。
3. この規程は、平成15年 5月 1日から施行する。
4. この規程は、平成16年 8月23日から施行する。
5. この規定は、平成17年 4月 1日から施行する。
6. この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
7. この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
8. この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。
9. この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。
10. この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
11. この規程は、平成20年10月 1日から施行する。
12. この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。
13. この規程は、平成21年 9月 1日から施行する。
14. この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
15. この規程は、平成22年 5月 1日から施行する。
16. この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。
17. この規程は、平成23年10月 1日から施行する。
18. この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
19. この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。
20. この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
21. この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。
22. この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
23. この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
24. この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
25. この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
26. この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。
27. この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
28. この規程は、平成28年10月 1日から施行する。
29. この規程は、平成28年12月 1日から施行する。
30. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

特別養護老人ホーム寶樹苑

介護保険給付外サービス利用料金表

下記の保険負担外サービスについて、ご利用された場合の利用料金は次の通りです。

| 品 目 | 単 位 | 単 価 |
|----------------------|---------------------|--------|
| 通帳印鑑等管理費 | 1ヶ月 | 1,000円 |
| 証明書発行手数料(生計同一証明書等) | 1部 | 100円 |
| 理髪サービス(調髪・顔剃り) | 1回 | 2,000円 |
| 〃(調髪のみ) | 1回 | 1,500円 |
| 〃(顔剃りのみ) | 1回 | 800円 |
| 各種クラブ活動 | 材料費がかかった時 | 実費 |
| 遠足 | | 実費 |
| 送迎(外出・外泊時) | 1km 当たり | 30円 |
| ボックスティッシュ | 1箱 | 100円 |
| 歯ブラシ(一般用・子ども用) | 1本 | 120円 |
| 〃(歯ぐき用) | 1本 | 256円 |
| 歯磨き粉(90g) | 1個 | 120円 |
| 口腔ケア用スポンジ | 1本 | 24円 |
| 口腔ケア用ウェットティッシュ | 1本 | 800円 |
| | 詰め替え | 640円 |
| マウスウォッシュ | 1本 | 470円 |
| 義歯洗浄剤 | 1箱 | 600円 |
| 義歯洗浄剤 | 1個 | 10円 |
| 乾電池 | 1本 | 40～90円 |
| コンセント使用料(1品目ごと1ヶ月単位) | 1w～100wまで 1ヶ月当たり | 1ヶ月50円 |
| | 101w～ 1ヶ月当たり | 1ヶ月80円 |
| 個人に資する特別な衛生材料費 | | 実費 |
| 買物代行手数料 | 外部1回 | 300円 |
| コピーサービス(白黒) | 1枚 | 10円 |
| コピーサービス(カラー) | 1枚 | 50円 |
| 写真現像サービス | 1枚 | 20円 |
| 石鹸 | 1個 | 60円 |
| 使い捨てマスク(50枚入り) | 1箱 | 248円 |